○東北地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十八日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
久慈市宇部町第三地割四八番一から同市宇部町第三地割一二〇番一〇一まで	前	一五・四〇～四六・七〇メートル	一・一二〇キロメートル
	後	一六・七〇～六六・七〇メートル	一・一二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十八日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	久慈市宇部町第三地割四八番一から同市宇部町第三地割一二〇番一〇一まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月十八日

○中部地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
春日井市上野町字巾四九七番から同市上野町字巾四九八番一まで	前	五七・五〇～六四・五〇メートル	〇・〇五四キロメートル
	後	五七・〇〇～六二・五〇メートル	〇・〇五四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊賀市下柘植字西堀四七一五番一から同市下柘植字段木五〇六五番一三まで	前	二九・七〇～一四二・一〇メートル	二・二四四キロメートル
	後	二〇・〇〇～九三・五〇メートル	二・二四四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岐阜県加茂郡八百津町久田見字岩山一番八地内	後	一六・〇〇～一六・〇〇～一四一・五〇メートル	三六・〇〇キロメートル〇・二四三
岐阜県加茂郡八百津町久田見字岩山一番九から同町久田見字岩山一番二まで	前	二九・〇〇～二九・〇〇～八八・〇〇メートル	〇・〇七〇キロメートル
	後	二九・〇〇～二九・〇〇～八八・〇〇メートル	〇・〇七〇キロメートル
岐阜県加茂郡白川町河岐字下山一二七七番二から同町河岐字下山一二七九番一まで	前	二七・〇〇～三四・〇〇メートル	三三九キロメートル
	後	五三・五〇～四七・四〇メートル	三三九キロメートル
岐阜県加茂郡白川町坂ノ東字井戸平五二七〇番一から同町坂ノ東字井戸平五二五四番一まで	前	三三・五〇～三四・〇〇メートル	二〇〇三キロメートル
	後	四六・五〇～七六・〇〇メートル	二〇〇三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
飛騨市神岡町寺林字長畑三六九番一から同市神岡町梨ケ根字夕田七〇四番まで	前	一一・二〇～一四・六〇～七〇・五〇メートル	一・二八二キロメートル
	後	一一・二〇～七三・五〇メートル	一・二八二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十八日から二週間中部地方整備局及び同局北勢国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆